附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（租税特別措置法施行令の一部改正）

第二条　租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二十二条の七第三項中「第四条第三号」を「第五条第三号」に改める。

第二十五条の十七第五項中「第四条第一号」を「第五条第一号」に改める。

第二十五条の十七の二及び第三十九条の四第四項中「第四条第三号」を「第五条第三号」に改める。

第四十条の三第一号の三中「第四条第一号」を「第五条第一号」に改める。

（所得税法施行令及び法人税法施行令の一部改正）

第三条　次に掲げる政令の規定中「第四条第一号」を「第五条第一号」に改める。

一　所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第二百十七条第一号の二

二　法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第七十七条第一号の二

（構造改革特別区域法施行令の一部改正）

第四条　構造改革特別区域法施行令（平成十五年政令第七十八号）の一部を次のように改正する。

第二条の表及び第三条の表中「理事長」を「学校法人の理事長」に改める。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　松野　博一
厚生労働大臣　塩崎　恭久

都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年十一月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百五十四号

都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第二条第三項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令（平成十四年政令第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の表大崎駅周辺地域の項の次に次のように加える。

羽田空港南・川崎殿町・大師河原地域	東京都大田区及び川崎市川崎区の区域のうち、北緯三五度三二分四〇秒、東経一三九度四六分二秒を起点とし、順次同地点から北緯三五度三三分三〇秒、東経一三九度四五分〇秒の地点を経て起点に至る線（道路にあっては、その中心線）で囲まれた区域

第一条の表川崎殿町・大師河原地域の項、京都久世高田・向日寺戸地域の項及び寝屋川市駅東地域の項を削り、同表神戸三宮駅周辺・臨海地域の項中「市道花時計線」の下に「、市道神戸方面第三百三十号線、市道北町線」を加え、同表尼崎臨海西地域の項及び西日本旅客鉄道尼崎駅北地域の項を削り、同表備考第一号中「、守口大日地域及び寝屋川市駅東地域」を「及び守口大日地域」に改め、同表備考第二号中「、京都久世高田・向日寺戸地域」及び「、尼崎臨海西地域、西日本旅客鉄道尼崎駅北地域」を削り、同表備考第七号中「、川崎殿町・大師河原地域」を削り、同表備考第八号中「、神戸三宮駅周辺・臨海地域」を削り、同表備考に次の一号を加える。

十　羽田空港南・川崎殿町・大師河原地域及び神戸三宮駅周辺・臨海地域　平成二十八年十月二日

第二条の表札幌都心地域の項の次に次のように加える。

羽田空港南・川崎殿町・大師河原地域	東京都大田区及び川崎市川崎区の区域のうち、東京都市計画道路幹線街路環状第八号線の南側端線に相当する線と海老取川の東側端線との交会点を起点とし、順次同東側端線、多摩川の北側端線、北緯三五度三二分四〇秒、東経一三九度四五分二秒の地点から北緯三五度三三分三〇秒、東経一三九度四五分二秒の地点まで同地点から北緯三五度三三分三〇秒、東経一三九度四五分〇秒の地点まで同地点から北緯三五度三二分四〇秒、東経一三九度四五分〇秒の地点まで同地点から北緯三五度三二分四〇秒、東経一三九度四四分五六